

(三) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項等について、定めるものとする。</p> <p>第二条から第七条まで（現行のとおり）</p> <p>(浴室等)</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>1 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>イ（現行のとおり）</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(駐車場)</p> <p>第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第七条まで（略）</p> <p>(浴室等)</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>1（略）</p> <p>1 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>3（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(駐車場)</p> <p>第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合に</p>

は、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、令第十八条第一項第三号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。

(移動等円滑化経路等)

第十条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

イ 幅は、八十五センチメートル以上とすること(ロに掲げるもの並びにエレベーターの籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。)

ロ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 別表第三に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が五千平方メートル以上のものにあつては、授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)

三 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。

ハ及びニ (現行のとおり)

は、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、令第十八条第一項第三号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。

(移動等円滑化経路等)

第十条 (略)

一 (略)

イ 幅は、八十五センチメートル以上とすること(ロに掲げるもの並びにエレベーターの**かご**(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。)

ロ (略)

二 (略)

イ及びロ (略)

ハ 別表第三に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が五千平方メートル以上のものにあつては、授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、**いす**等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)

三 (略)

イ (略)

ロ **こう配**は、十二分の一を超えないこと。

ハ及びニ (略)

ホ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

四 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの幅及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超える場合にあつては、九十センチメートル以上とすること。

五 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 勾配は、二十分の一を超えないこと。

(3)及び(4) (現行のとおり)

(5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2から4まで (現行のとおり)

(共同住宅)

第十一条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子

ホ 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

四 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの幅及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超える場合にあつては、九十センチメートル以上とすること。

五 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 勾配は、二十分の一を超えないこと。

(3)及び(4) (略)

(5) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2から4まで (略)

(共同住宅)

第十一条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車い

子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 勾配は、十二分の一(高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一)を超えないこと。

ハ及びニ (現行のとおり)

ホ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

五 (現行のとおり)

イ 籠は、各住戸、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百十五センチメートル以上とすること。

ニ (現行のとおり)

す使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 (略)

イ (略)

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 (略)

イ (略)

ロ こう配は、十二分の一(高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一)を超えないこと。

ハ及びニ (略)

ホ 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

五 (略)

イ かがごは、各住戸、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かがご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かがごの奥行きは、百十五センチメートル以上とすること。

ニ (略)

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

六 (現行のとおり)

七 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 勾配は、十二分の一(高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一)を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) (現行のとおり)

ホ かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。

ク かが内、かがが停止する予定の階及びかがの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けること。

六 (略)

七 (略)

イ (略)

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ (略)

(1) (略)

(2) こう配は、十二分の一(高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一)を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(こう配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) (略)

- (5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができ平垣な部分を設けること。

3 及び 4 (現行のとおり)

(ホテル又は旅館)

第十一条の二 ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第二項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

一 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

三 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段又は段を設けない

- (5) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができ平坦な部分を設けること。

3 及び 4 (略)

(新設)

こと。ただし、次のイからハまでに掲げる場合に並び、当該イからハまでに定める部分を除く。

イ 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

ロ 勾配が、十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

3 建築主等は、前項第二号の規定にかかわらず、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅を七十五センチメートル以上とするよう努めなければならない。

4 知事は、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅が七十五センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。

5 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第一項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第十条第二項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第一項及び前項の規定は適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、~~第六条から第十条までの規定（共同住宅にあつては第六条から第十一条まで、前条第一項に規定するホテル又は旅館にあつては、~~第六条から第十条まで及び前条の規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 （現行のとおり）

一 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、~~共同住宅の各住戸又は前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの~~一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 （現行のとおり）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から~~車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの~~一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 （現行のとおり）

六 ~~車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は前条第一~~項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの一以上の経路を

(増築等に関する適用範囲)

第十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、~~第六条から第十条までの規定（共同住宅にあつては、~~第六条から~~前条までの規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。~~

一 （略）

一 道等から前号に掲げる部分にある利用居室又は~~共同住宅の各住戸までの~~一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 （略）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から~~車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの~~一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 （略）

六 ~~車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの~~一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター

構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他
の昇降機及び敷地内の通路

第十三条及び第十四条（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

その他の昇降機及び敷地内の通路

第十三条及び第十四条（略）

別表第一から別表第三まで（略）